

日本画像認識協会11月委員会 画像認識の法的課題

湯浅 壘道

情報セキュリティ大学院大学教授

yuasa@iisec.ac.jp

自己紹介

- 青山学院大学法学部公法学科卒業、同大学院法学研究科公法専攻博士前期課程修了、慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程退学
- 慶應義塾大学講師等をへて、2004年九州国際大学法学部専任講師、2005年助教授、2007年准教授、2008年教授、副学長・国際センター長、2011年情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授、2012年学長補佐
- 九州大学、横浜市立大学、愛知学院大学、神奈川工科大学、中央大学非常勤講師
- 情報ネットワーク法学会副理事長、デジタル・フォレンジック研究会理事、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター理事、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム理事、特定非営利活動法人 NPO情報セキュリティフォーラム理事ほか
- <http://home.att.ne.jp/omega/yuasa/index.html>

自己紹介(個人情報保護関係)



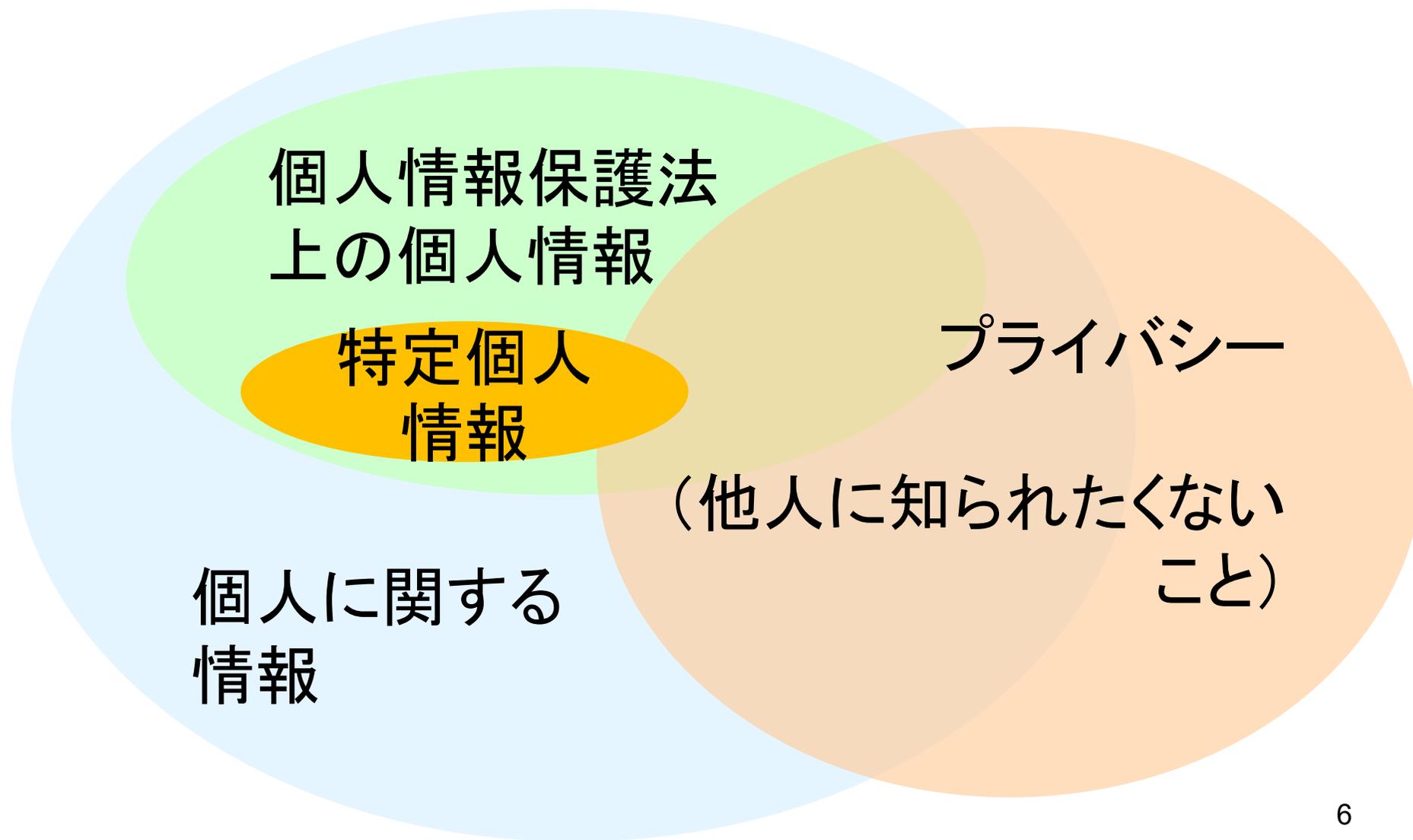
- 総務省情報通信政策研究所特別研究員
- 総務省AIネットワーク化検討会議構成員
- 海上保安庁情報セキュリティアドバイザー会議構成員
- 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員
- 川崎市情報公開運営審議会副会長
- 渋谷区個人情報の保護、情報公開審議会副会長
- 一般財団法人日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター諮問委員会委員長
- 株式会社ベネッセホールディングス情報セキュリティ監視委員会委員長代理
- ほか

画像認識に関する法的 課題

- 個人情報保護法との関係
 - 個人情報とプライバシーの違い
 - 個人識別符号
 - モダリティの個人情報該当性
 - 匿名加工情報
 - 越境流通
 - その他
- 個人データの取扱いに関する国際的動向と今後の課題

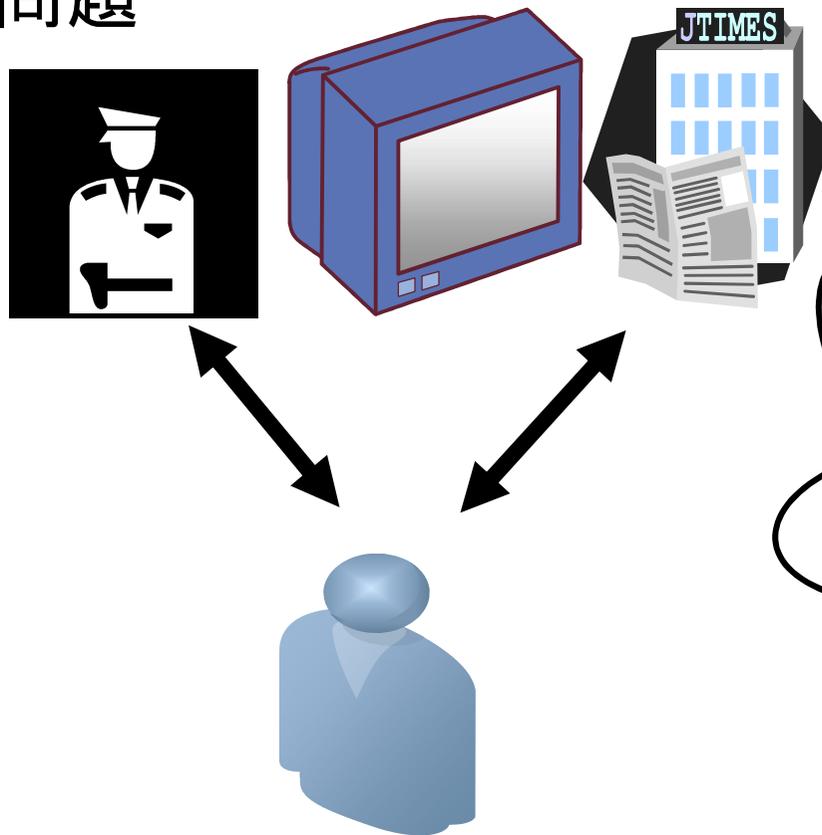
個人情報保護法との関係

個人情報とプライバシーのちがい

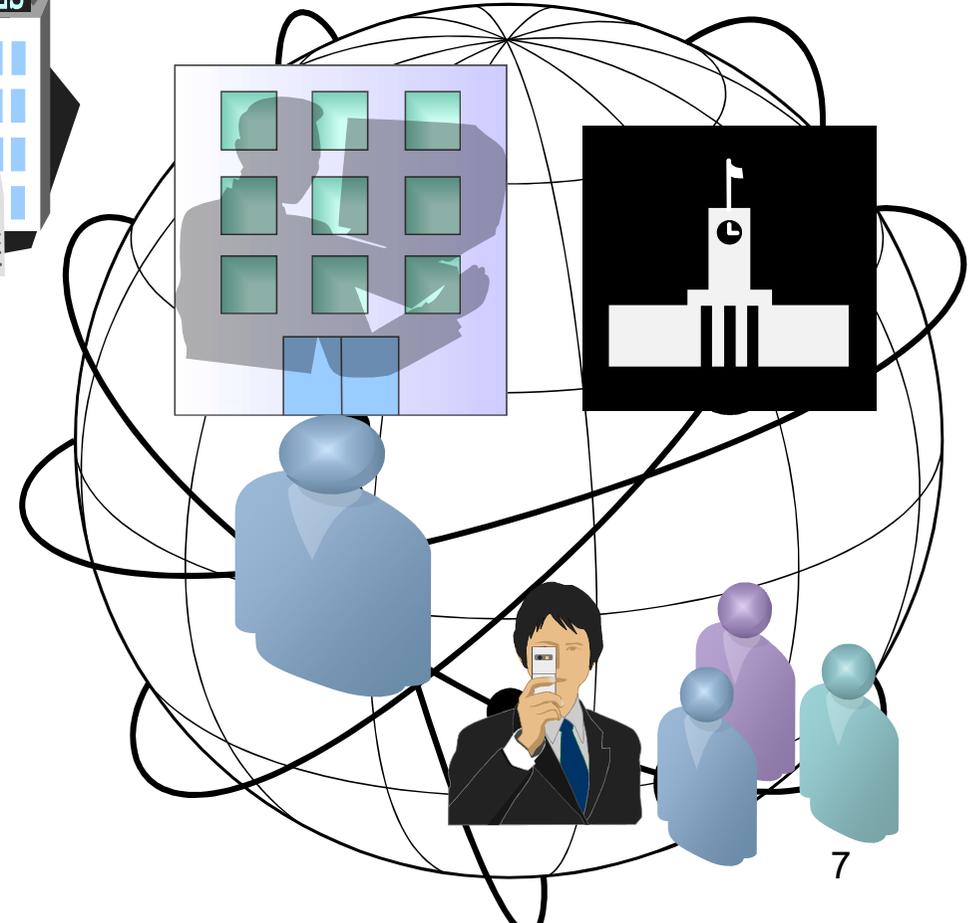


問題の変容

■ 古典的なプライバシー問題



■ 現代におけるプライバシー問題



■ プライバシー

- 日本国憲法
- 民法

■ 個人情報保護

- 個人情報保護法
- 行政機関個人情報保護法
- 独立行政法人個人情報保護法
- 地方公共団体の個人情報保護条例

個人情報保護法の改正内容

改正の背景

- 個人情報 の 利活用 が 多様化 ・ 深化
- すべてのものがインターネットにつながるというIoT (Internet of Things)時代が目前
- 個人の行動履歴 (位置情報履歴) や購買履歴、各種サービスの利用履歴、各種のセンサーから収集される情報の利活用
- サイバー攻撃による個人情報漏洩等の脅威
- 個人情報のグローバルな流通
- EUにおける個人データ保護の強化

改正のポイント

■ 個人情報保護法の改正ポイント

1. 個人情報の定義の明確化
2. 現行法のルール of 適正化
3. 個人情報保護の強化
4. 新たな利活用ルール
5. 個人情報保護委員会の新設
6. グローバル化への対応

■ 2017年5月30日から改正法施行

個人情報定義の明確化

- 「個人識別符号」に該当するものを含める
 - ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（個人情報保護法2条2項1号）
 - ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（同項2号）

■ ① 関係

- 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
- 顔の骨格、皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置、形状によって定まる容貌
- 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状、その変化
- 歩行の際の姿勢、両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐、端点によって定まるその静脈の形状
- 指紋又は掌紋

■ ②関係

- 旅券番号
- 基礎年金番号
- 運転免許証番号
- 住民票コード
- 個人番号
- 国民健康保険の被保険者証の記号、番号、保険者番号
- 後期高齢者医療制度の被保険者証の番号、保険者番号
- 介護保険の被保険者証の番号、保険者番号
- 健康保険の被保険者証の記号、番号、保険者番号
- 高齢受給者証の記号、番号、保険者番号

- 船員保険の被保険者証の記号、番号、保険者番号
- 船員保険の高齢受給者証の記号、番号、被保険者番号
- 旅券番号(日本国政府が発行したもの以外)
- 在留カードの番号
- 私立学校教職員共済の加入者証の加入者番号
- 私立学校教職員共済の高齢受給者証の加入者番号
- 国民健康保険の高齢受給者証の記号、番号、保険者番号
- 国家公務員共済組合の組合員証の記号、番号、保険者番号
- 国家公務員共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号、保険者番号
- 国家公務員共済組合の船員組合員証、船員組合員被扶養者証の記号、番号、保険者番号
- 地方公務員等共済組合の組合員証の記号、番号、保険者番号
- 地方公務員等共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号、保険者番号
- 地方公務員等共済組合の高齢受給者証の記号、番号、保険者番号
- 地方公務員等共済組合の船員組合員証、船員組合員被扶養者証の記号、番号、保険者番号
- 雇用保険被保険者証の被保険者番号
- 特別永住者証明書番号

要配慮情報とは

- 人種
- 信条
- 社会的身分
- 病歴
- 犯罪の経歴
- 犯罪により害を被った事実
- その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

個人情報取扱事業者は、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない

■「政令で定める記述等」

- ア 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- イ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（「医師等」）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（「健康診断等」）の結果
- ウ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- エ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- オ 本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

新たな利活用ルール

■ 匿名加工情報

- 個人情報と個人情報を区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの
- 本人の同意を得ずに第三者提供することができる

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる**記述等の一部を削除**すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により**他の記述等に置き換える**ことを含む。）。

個人識別符号
が含まれるもの

二 第一項第二号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除**すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により**他の記述等に置き換える**ことを含む。）。

- 匿名加工情報を作成するとき
 - 適正な加工
- 匿名加工情報を作成したとき
 - 加工方法等の情報の安全管理措置
 - 当該情報に含まれる情報の項目を公表
- 匿名加工情報を第三者提供するとき
 - 提供する情報の項目及び提供方法について公表
 - 提供先に当該情報が匿名加工情報である旨を明示

■ 匿名加工情報を自ら利用するとき

- 元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合することを行ってはならない

■ 加工の例（個人情報保護委員会ガイドライン）

【想定される加工の事例】

事例 1) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の 1 から 3 までの措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

事例 2) 会員 ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報を加工する場合に次の 1、2 の措置を講ずる。

- 1) 会員 ID、氏名、電話番号を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

グローバル化への対応

- 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供
- 日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者
 - 日本法である個人情報保護法を原則として適用
- 外国にある第三者への提供の制限
 - 原則として本人同意が必要

その他

■ 利用目的の変更(15条2項)

- 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

■ データ内容の正確性の確保等

- 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

個人データの取扱いに関する国際 的動向

国際的動向

ロシア
データ
ローカリゼーション法

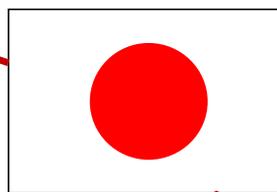
中国
サイバーセキュリティ法
(2017年)

【OECD】
プライバシー・ガイ
ドライン
セキュリティ勧告等

プライバシ
ー・コミッショ
ナー会議

2017年
個人情報保護委員会
正式参加

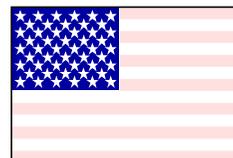
2014年正式参加
【APEC】
プライバシー・フレームワ
ーク
CBPR



2018年
認定見込み?

【EU】
GDPR
「十分性認定」

2012年正式参加



セーフ・ハーバー
↓
プライバシー・シールド



自由志向

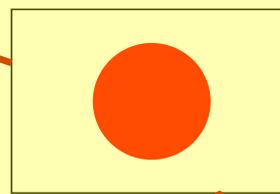
ロシア
データ
ローカリゼーション法

中国
サイバーセキュリティ法
(2017年)

プライバシ
ー・コミッショ
ナー会議

2017年
個人情報保護委員会
正式参加

2014年正式参加
【APEC】
プライバシー・フレームワ
ーク
CBPR

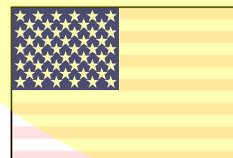


2018年
認定見込み?

【EU】
GDPR
「十分性認定」

セーフ・ハーバー
↓
プライバシー・シールド

2012年正式参加



データローカリゼーション志向

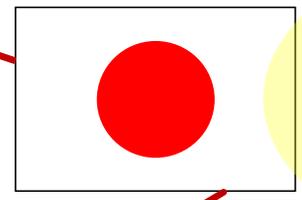


2017年
個人情報保護委員会
正式参加

ロシア
データ
ローカリゼーション法

中国
サイバーセキュリティ法
(2017年)

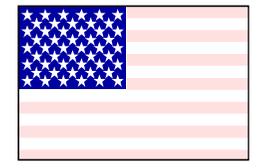
2014年正式参加
【APEC】
プライバシー・フレームワーク
CBPR



2018年
認定見込み?

【EU】
GDPR
「十分性認定」

2012年正式参加



セーフ・ハーバー
↓
プライバシー・シールド

アメリカ

- アカウントやデータを「デジタル資産」として一体的に法的に保護しようとする動き
 - 2015年
 - デジタル資産に対する後見人のアクセスに関する統一州法(Fiduciary Access to Digital Assets Act)の改正法が統一州法全国委員会で制定
 - 多くの州で後見人が被後見人のデジタル資産の管理に関与することを認める州法

■パブリシティの権利活用の動き

●カリフォルニア州民法

◆死者のパブリシティに関する規定

◆死者の氏名、音声、署名、**写真及び肖像**を営利目的で使用する場合には、本人またはその相続人からの同意が必要である旨を規定し、無断で使用した場合には損害賠償責任を負う

◆期間：死後70年

- パブリシティ権を死後も保護しようとする動き
- 当該本人の死亡後もパブリシティの営利的側面を保護すると共に、本人の同意なく写真や立体模型(フィギュア)等が広く拡散して当該本人が生前に有していた名誉やイメージが低下することを防止しようとする目的
- ライフサイクル全体の権利を保護するために再構成しようとする契機